

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(11 月 27 日)
(第 26 号)

第
26
号
11
月
27
日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第 26 号

○平成30年11月27日（火曜日）

議事日程（第26号）

平成30年11月27日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第150号から議案第189号まで
〔質疑、委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議案第150号から議案第189号まで

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 48名

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 芳 野 | 正 英 |
| 2 | 番 | 中瀬古 | 初 美 |
| 3 | 番 | 廣 | 耕太郎 |
| 4 | 番 | 山 本 | 里 香 |
| 5 | 番 | 岡 野 | 恵 美 |
| 6 | 番 | 倉 本 | 崇 弘 |
| 7 | 番 | 稲 森 | 稔 尚 |
| 8 | 番 | 野 村 | 保 夫 |
| 9 | 番 | 下 野 | 幸 助 |
| 10 | 番 | 田 中 | 智 也 |
| 11 | 番 | 藤 根 | 正 典 |

| | | | |
|----|---|-----|----|
| 12 | 番 | 小島 | 智子 |
| 13 | 番 | 濱井 | 初男 |
| 14 | 番 | 木津 | 直樹 |
| 15 | 番 | 田中 | 祐治 |
| 16 | 番 | 野口 | 正生 |
| 17 | 番 | 石田 | 成生 |
| 18 | 番 | 彦坂 | 公孝 |
| 19 | 番 | 大久保 | 孝榮 |
| 20 | 番 | 東 | 豐 |
| 21 | 番 | 山内 | 道明 |
| 22 | 番 | 吉川 | 新 |
| 23 | 番 | 津村 | 衛 |
| 24 | 番 | 杉本 | 熊野 |
| 25 | 番 | 藤田 | 宜三 |
| 26 | 番 | 後藤 | 健一 |
| 27 | 番 | 小林 | 正人 |
| 28 | 番 | 服部 | 富男 |
| 29 | 番 | 津田 | 健児 |
| 30 | 番 | 中嶋 | 年規 |
| 31 | 番 | 村林 | 聡 |
| 32 | 番 | 長田 | 隆尚 |
| 33 | 番 | 奥野 | 英介 |
| 34 | 番 | 今日井 | 智広 |
| 35 | 番 | 日沖 | 正信 |
| 36 | 番 | 前田 | 剛志 |
| 37 | 番 | 舟橋 | 裕幸 |
| 38 | 番 | 三谷 | 哲央 |
| 39 | 番 | 中村 | 進一 |

| | | |
|------|---|------|
| 40 | 番 | 青木謙順 |
| 41 | 番 | 中森博文 |
| 43 | 番 | 前野和美 |
| 44 | 番 | 水谷隆 |
| 45 | 番 | 山本勝 |
| 46 | 番 | 山本教和 |
| 47 | 番 | 西場信行 |
| 48 | 番 | 中川正美 |
| 49 | 番 | 舘直人 |
| (42) | 番 | 欠番) |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | |
|----------------|------|
| 事務局長 | 湯浅真子 |
| 書記（事務局次長） | 岩崎浩也 |
| 書記（議事課長） | 佐藤史紀 |
| 書記（企画法務課長） | 稲垣雅美 |
| 書記（議事課課長補佐兼班長） | 中村晃康 |
| 書記（議事課班長） | 中西健司 |
| 書記（議事課主査） | 岡野俊之 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 知事 | 鈴木英敬 |
| 副知事 | 渡邊信一郎 |
| 副知事 | 稲垣清文 |
| 危機管理統括監 | 服部浩 |
| 防災対策部長 | 福永和伸 |
| 戦略企画部長 | 西城昭二 |
| 総務部長 | 嶋田宜浩 |

| | |
|-----------------------|--------|
| 医療保健部長 | 福井 敏人 |
| 子ども・福祉部長 | 田中 功 |
| 環境生活部長 | 井戸畑 真之 |
| 地域連携部長 | 鈴木 伸幸 |
| 農林水産部長 | 岡村 昌和 |
| 雇用経済部長 | 村上 亘 |
| 県土整備部長 | 渡辺 克己 |
| 環境生活部廃棄物対策局長 | 中川 和也 |
| 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長 | 村木 輝行 |
| 地域連携部南部地域活性化局長 | 伊藤 久美子 |
| 雇用経済部観光局長 | 河口 瑞子 |
| 企業庁長 | 山神 秀次 |
| 病院事業庁長 | 長谷川 耕一 |
| 会計管理者兼出納局長 | 荒木 敏之 |
| 教 育 長 | 廣田 恵子 |
| 公安委員会委員長 | 岡本 直之 |
| 警察本部長 | 難波 健太 |
| 代表監査委員 | 山口 和夫 |
| 監査委員事務局長 | 水島 徹 |
| 人事委員会委員 | 降旗 道男 |
| 人事委員会事務局長 | 山口 武美 |
| 選挙管理委員会委員 | 野田 恵子 |

午前10時1分開議

開 議

○議長（前田剛志） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

環境生活農林水産常任委員会において、廣耕太郎委員長の辞任を許可し、藤田宜三委員を委員長に互選した旨の報告がありました。

次に、11月21日までに受理いたしました請願9件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

| 受理 番号 | 件 名 及 び 要 旨 | 提出者・紹介議員 | 提出された 定例会・会議 |
|----------|--|--|-----------------|
| 請 55 | (件 名) 自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充 について (要 旨) 三重県における自動車税・自動車取得税の 減免制度の拡充について、以下の事項を請願 する。 1 家族運転の場合、身体障害者の通学、通 院、通所若しくは生業のために、月4回以 上、半年以上にわたって継続的にその自動車 | 四日市市南垂坂810- 47 三重県肢体不自由児者 父母の会連合会 会長 鈴木 錠平 津市桜橋2丁目 130番地 社会福祉法人 三重県視覚障害者協会 会長 内田 順朗 | 30年・11月 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>を使用することが減免要件となっているが、こうした要件の利用目的の部分に「社会参加活動」を加えること。</p> <p>なお、「社会参加活動」とは、特定の条件を伴わない生活介護事業所等全ての福祉施設への送迎、不規則な通院、福祉団体行事への参加、公共団体等主催行事への参加、図書館の利用等、社会生活を営むための活動のことである。</p> <p>2 本県の減免の対象は、身体障害者本人が納税義務者（自動車所有者）の場合に限られるが、身体障害者と同一生計の家族等が納税義務者（自動車所有者）の場合も減免の対象にされること。</p> <p>(理 由)</p> <p>身体障害者が社会参加をするに当たり、安全な移動を確保するために、自動車の利用はなくてはならないものである。とりわけ自ら運転することができない重度肢体不自由児者や視覚障害者の場合、家族が運転する自動車を利用することが社会参加にとって必要不可欠なものとなっている。</p> <p>近年、国では、障害者権利条約が締結されるとともに、障害者差別解消法等の法整備がされている。このような中、三重県においても、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が制定されたところである。同条例では、前文で「障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図らなければならない」と謳い、「障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」について規定している。このように、国や三重県において、障害者の社会参加を促す機運が高まってきている。</p> <p>一方、現在の三重県の自動車税・自動車取得税の減免要件については、昭和45年の国の通知をもとに定められてから、長期間見直しがされておらず、上記のようなことを踏まえ、身体障害者の社会参加を促進するための見直しが求められる。</p> <p>また、現在の三重県の自動車税・自動車取得税の減免制度では、身体障害者本人が納税義務者（自動車所有者）の場合にのみ減免の対象とされ、身体障害者と同一生計の家族等が納税義</p> | <p>(紹介議員)</p> <p>芳野正英 山本里香 岡野恵美 倉本崇弘 稲森稔尚 野村保夫 下野幸助 小島智子 山中祐治 野口正 大久保孝栄 山内道明 藤田宜三 小林正人 長田隆尚 西場信行</p> | |
|--|--|--|--|

| | | | |
|---------|--|--|---------|
| | <p>務者（自動車所有者）の場合には減免の対象とされていないが、自動車の所有者の名義にかかわらず、その自動車についての身体障害者の利用の実態により、減免の可否は判断されるべきであると考えます。</p> <p>以上の理由から、上記要旨のとおり、三重県における自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充について請願するものである。</p> | | |
| 請 56 | <p>(件名) 消費税の10%への引き上げ中止を求め意見書提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 1. 消費税の10%への引き上げ中止をもとめ、意見書を提出していただくこと。</p> <p>(理由) 日ごろの市民生活向上のためのご尽力に心より敬意を表する。 消費税率が2014年4月1日、5%から8%に上がり、国民負担は年間で約8兆円重くなった。国内の中小事業者をはじめ多くの国民は長引く不況に加え、「アベノミクス」による消費の低迷、給与、年金など収入減、社会保障費削減による負担増に苦しめられている。 私たちは、地域経済を根本から壊す増税、しかも所得の低い人ほど重い負担増を到底受け入れることはできない。地元経済の疲弊。商店街の衰退がすすみ、中小事業者の倒産・廃業はとどまるところを知らない。このような状況のもとで、のしかかる消費税の10%増税で、地域の経済は決定的に破壊されてしまう。 自治体の財政においても深刻な影響を及ぼしている。財政試算でも、地方消費税交付金や手数料などの増収を見込んで、建設事業費の負担増だけでなく、公的病院をはじめとする県（市町）内の医療機関や介護事業所では報酬改定で消費税増税分を補えないばかりか、経営悪化と赤字計上を余儀なくされている。</p> | <p>津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信 ほか8名 (紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚</p> | 30年・11月 |

環境生活農林水産常任委員会関係

| 受理番号 | 件名及び要旨 | 提出者・紹介議員 | 提出された定例会・会議 |
|---------|--|---|-------------|
| 請 57 | <p>(件名) 私学助成について</p> <p>(要旨) (国庫補助の充実) 1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常的経費2分の1助成を早期に実現していただきたい。 (県費補助の充実) 2 上記の国の補助に加えて、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい。また私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたい。</p> <p>(理由) 私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。 子どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせている。 しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。 将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後ますます整えて欲しいものと切に願っている。</p> | <p>津市上浜町一丁目 293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 加藤 健一 ほか20名</p> <p>(紹介議員) 芳野 正 英 山本 里 香 岡野 恵 美 倉本 崇 弘 稲森 稔 尚 野村 保 夫 下野 幸 助 小島 智 子 田中 祐 治 野口 正 大久保 孝 栄 山内 道 明 小林 正 人 長田 隆 尚 西場 信 行</p> | 30年・11月 |

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

| 受理番号 | 件名及び要旨 | 提出者・紹介議員 | 提出された定例会・会議 |
|---------|--|--|-------------|
| 請 58 | <p>(件名) 母子保健の一環として、妊婦歯科健康診査・歯科保健指導を受けられる全体的な環境の整備等を求めることについて</p> | <p>津市桜橋2丁目 120-2 公益社団法人三重県 歯科医師会 会長 田所 泰</p> | 30年・11月 |

| | | | |
|-------------|--|--|----------------|
| | <p>(要 旨)</p> <p>一、県内全市町での妊婦を対象とした無料歯科健康診査・歯科保健指導（2回程度）の実施と受診率向上に向けた取組の推進を図ること</p> <p>一、母子保健事業における妊婦健康診査に歯科健康診査の項目を追加するよう国へ意見書を提出すること</p> <p>(理 由)</p> <p>妊娠中は、つわりなどにより食嗜好や食生活が変化するうえ、口腔清掃が困難になることから、口腔衛生状態が悪化しやすくなる。さらに、ホルモンバランスの変化などにより、歯周病菌が増殖しやすく、唾液による自浄作用も低下するため、むし歯や歯周病が進みやすくなる。また、養育者、特に母親のむし歯菌や歯周病菌が赤ちゃんに感染することだけでなく、近年では、重度の歯周病がある妊婦は、早産や低体重児出産のリスクが高まることが報告されている。</p> <p>このようなことから、妊婦が歯科健康診査・歯科保健指導を受け、適切な歯科受診や口腔ケアを行うことは、妊娠期の口腔内環境を整え、歯周病による出産時のリスクを予防するだけでなく、生まれてくる子どものむし歯や歯周病予防にも繋がる。</p> | <p>(紹介議員)</p> <p>芳 野 正 英 中瀬古 初 美 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 野 村 保 夫 下 野 幸 助 小 島 智 子 田 中 祐 治 大久保 孝 栄 山 内 道 明 藤 田 宜 三 小 林 正 人 長 田 隆 尚 今 井 智 弘 西 場 信 行</p> | |
| <p>請 59</p> | <p>(件 名)</p> <p>少子化対策の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、県内全市町で妊婦への歯科健康診査が実施されるよう国に対し、意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>一、県内全市町で妊婦への歯科健康診査を実施するため、妊婦健康診査に歯科健康診査の項目を追加するよう国へ意見書を提出すること</p> <p>(理 由)</p> <p>妊娠中は、つわりや食べ物の変化により口腔内の状況は悪化しやすく、普段よりも歯蝕などの歯科疾患になりやすい環境にある。また、妊娠中に歯科疾患に罹患してしまうと治療に制限が生じるため、完治までに時間がかかったり、強い痛みが継続することになる。さらには、妊娠中はホルモンバランスの影響により歯周疾患に罹患しやすくなり、近年では歯周疾患が早産や低体重児出産と関係があると指摘もある。</p> | <p>津市観音寺町429－13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳</p> <p>(紹介議員)</p> <p>芳 野 正 英 中瀬古 初 美 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 下 野 幸 助 小 島 智 子 藤 田 宜 三</p> | <p>30年・11月</p> |

| | | | |
|---------|--|--|---------|
| | <p>歯科健康診査を受診することは、う蝕や歯周疾患を含む歯科疾患の予防に非常に大きな意味を持ち、早期発見、早期治療に結びつくことになる。さらに妊婦の口腔の健康状態は、生まれてくる胎児の順調な発育と深く関係してくる。</p> <p>現在、三重県では、すでに一部市町で妊婦歯科健康診査を実施しているが、残りの市町では妊婦歯科健康診査が実施していない状況である。</p> | | |
| 請 60 | <p>(件名) 受動喫煙防止対策をすすめるため、三重県で条例を制定することを求めることについて</p> <p>(要旨) 一、三重県で受動喫煙防止条例を早期に制定すること 一、条例制定にあたり屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること</p> <p>(理由) 喫煙の健康障害については既に医学的に立証されており、さらに、受動喫煙については「たばこを吸わない人が健康被害を被る」ことから社会的対策が強く求められている。 受動喫煙を防止するには、たばこの煙が深刻な健康被害を招くことについて国民に啓発することが重要である。 厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書(たばこ白書)では、能動喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患、認知機能の低下や歯周病などとも因果関係があり、受動喫煙は、能動喫煙とほぼ同様の健康被害を及ぼすとしている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5000人と推計している。</p> | <p>津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳</p> <p>(紹介議員) 芳野 正 英 山本 里 香 岡野 恵 美 倉本 崇 弘 稲森 稔 尚 野村 保 夫 下野 幸 助 小島 智 子 藤田 宜 三</p> | 30年・11月 |
| 請 61 | <p>(件名) 介護人材の安定的な確保等に向けた支援を求めることについて</p> <p>(要旨) 近年の介護人材不足問題は、三重県の高齢者福祉の水準を維持していくうえで大きな支障となってくることが明らかであることから、三重県老人</p> | <p>津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設協会 会長代行 高木 章吉</p> <p>(紹介議員) 芳野 正 英 倉本 崇 弘 稲森 稔 尚</p> | 30年・11月 |

| | | | |
|-----------------|--|--|----------------|
| | <p>福祉施設協会では、介護人材の確保・定着に向けた取り組みを積極的に展開してまいったが、その成果は渺々しくない。</p> <p>ついでには、介護人材の安定的な確保対策の抜本強化は、我が国の最重要課題であることから、次の事項について所要の措置を講じていただくようお願いする。</p> <p>1. 県において、次の事項に取り組むこと。</p> <p>①三重県版介護人材確保対策を確立すること。</p> <p>②介護ロボットの導入を支援するための助成措置の更なる充実を行うこと。</p> <p>2. 国に対して、次の事項を求める意見書を提出すること。</p> <p>①次の介護報酬改定において、介護人員・設備基準の緩和に繋がる介護ロボット等の開発及び導入効果の実証を進めること。</p> <p>②介護職員処遇改善加算について、その恒久化を行うとともに、支給対象者を介護従事者全てに拡大すること。</p> | <p>野村保夫 下野幸助 小島智子 田中祐治 大久保孝栄 山内道明 藤田宜三 小林正人 長田隆尚 西場信行</p> | |
| <p>請 62</p> | <p>(件名) 難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 重症度分類の基準による医療費助成の対象の選別を行わず、全ての指定難病の患者を医療費助成の対象とすることをはじめ、難病の患者に対する医療費助成制度を充実するよう国への意見書の提出をお願いする。</p> <p>(理由) 平成29年12月末、難病法の施行前から特定疾患治療研究事業により医療費助成を受けていた患者に対する医療費助成継続の経過措置が終了したことにより、難病法による重症度分類の基準を満たさない多くの軽症の患者が医療費助成の対象から外れることとなった。全国では、当該経過措置の対象患者約72万7千人のうち、約2割に当たる約14万8千人について医療費助成の対象とならなかったことが明らかとなっている。</p> <p>医療費助成の対象外となった難病の患者は、医療費の自己負担が増すほか、自治体から制度変更や福祉サービス等の情報が入手し難くなるなど、大きな不利益を被ることとなる。日本難病・疾病団体協議会（JPA）は、「3割の自己負担は患者には重く問題。軽症者も重症化を防ぐ治療が</p> | <p>津市桜橋3丁目446-34 特定非営利活動法人 三重難病連 会長 河原 洋紀</p> <p>(紹介議員)</p> <p>芳野正英 山本里香 岡野恵美 倉本崇弘 稲森稔尚 野村保夫 下野幸助 小島智子 田中祐治 大久保孝栄 山内道明 藤田宜三 小林正人 長田隆尚 西場信行</p> | <p>30年・11月</p> |

| | | | |
|---------|---|---|---------|
| | <p>必要なので、支援が届くようにすべき」と訴えている。</p> <p>こうした問題は、平成27年1月の難病法施行時に、国が医療費助成の対象となる患者を拡大した一方で、全体の医療費助成額を抑制するため、原則として軽症の患者を対象外にしたことにより生じている。</p> | | |
| 請 63 | <p>(件名) 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対することについて</p> <p>(請願の主旨) 今日の高齢者は、戦後の荒廃した社会を復活させ、その後の経済発展の支え手となり高度経済社会を作り上げてきた。70年代には、憲法と地方自治の原則を活かし、各地の地方自治体に於いて社会保障制度の充実が進み、高齢者の医療費無料が実現し、その下で我が国は世界一の長寿国と呼ばれるようになった。</p> <p>今は、年齢で差別する後期高齢者医療制度に加入を強制され、「特例軽減措置」も廃止された。一方、生活を支える唯一の公的年金は減らされ続け、年金収入が生活保護基準を下回る世帯が3割に迫っている。高齢になっても働きつづけなくてはならず、わずかな貯蓄を取り崩して生活している。保険料も年々引き上げられ、生活苦は限界を超えている。医療費の自己負担の2倍化は医療機関の利用を大きく阻害する。</p> <p>以上の趣旨から以下の項目の実現を強く求め、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出下さるよう請願する。</p> <p>(請願事項) 1、75才以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないでいただきたい</p> | <p>津市寿町7-50 三重県年金者組合 会長 辻井 良和 ほかに5,963名</p> <p>(紹介議員) 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚</p> | 30年・11月 |

質 疑

○議長（前田剛志） 日程第1、議案第150号から議案第189号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。38番 三谷哲央議員。

[38番 三谷哲央議員登壇・拍手]

○38番（三谷哲央） 新政みえ、桑名市・桑名郡選出の三谷哲央でございます。議案第150号に関して質疑を行いたいと思います。二つありまして、一つはポストRDF事業について、もう一つは警察施設のブロック塀撤去について、この2点についてお伺いをしたいと、こう思っております。

まず、ポストRDF事業についてでございますが、知事は提案説明で本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であり、県として一定の役割を果たすべきであることから、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けた施設整備等の補助金を創設するという旨の御発言がございまして、それを受けて補助金の適用は1団体1回限り、補助率は補助対象となる費用の3分の1以内、補助上限額1億円と、このような県単の補助制度の創設、このことの御説明がありました。

これは既に関係市町といろいろ御調整をされて、それぞれの市町も御納得ということだろうと、これはこれでいいのかなと、こう思っております。

ただ、この御提案ですっぱり抜けておところがあるんです。

先月の私の代表質問でRDFの総括、知事のほうにお伺いをさせていただきました。このとき、知事はお二人の尊い人命が失われたRDF貯蔵槽爆発事故が発生をいたしまして、まことに痛恨の極みであります。このことは、RDF関連事業の中で最も重いことであるというふうに受けとめております。この教訓と反省は絶対に風化させてはなりません、このように御答弁をいただいております。このポストRDF事業のハードのことはわかるんですが、この教訓と反省を絶対に風化させない、この部分が今回の御提案の中には全く抜けていると、こう思っております。

先日、桑名市の消防署の職員の方々とお話をする機会がありまして、いろいろ何人かの方とお話をしたんですが、皆さんが異口同音におっしゃるのは、やはり犠牲となられたお二人の慰霊事業、これをぜひやっていただきたいと、こういうふうなお話もございました。ポストRDFを語るならば、そのハードの撤去等のその費用の支援、これはこれで大事だと、こう思いますが、こ

の絶対に風化させないという、この部分、これも非常に大事だと思いますし、重いと思いますので、このあたりのところを知事の改めてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 三谷議員の先般の代表質問でもお答えさせていただきましたように、尊いお二人の方の人命が失われたことは、まことに痛恨の極みであり、これを決して風化させてはならないと、そういう思いに変わりはありません。

まず、来年9月にRDFの搬入が終了するわけでありますけれども、そこまでもその教訓を生かして、しっかり安全最優先で運転を続けるということは当然のことだというふうに思っています。

あわせて、先ほど三谷議員からおっしゃっていただきました安全祈願行事につきましても、とにもかくにも御遺族の気持ち、これを大切にして、事故を風化させない、そういう思いでRDF焼却発電事業終了後も引き続き実施をするように、企業庁に指示をいたしておりますので、その具体的方法について、現在、企業庁で検討しているというふうに思っております。

それから、それ以外のソフトの面につきましても、7月の総会の決議に沿って対応していく予定でありまして、新たな処理先の確保をしっかりと責任を持って協力をするということや、あるいは市町のごみ処理施設整備計画の策定や環境影響評価などについて技術的な支援を引き続き行う。

それから、RDFの製造を継続する団体で仮にトラブルなどがあった場合のセーフティネットの仕組みを運用していく、こういうようなソフトの部分についても、しっかり対応するべく準備をしております。

以上、申し上げたとおりでございますけれども、いずれにしても、教訓を風化させずに、安全で運転を継続していくということと、安全祈願行事についても引き続き行っていきたいというふうに考えております。

〔38番 三谷哲央議員登壇〕

○38番（三谷哲央） ぜひお願いをしたいと思いますが、ちょっとよくわからないのは、企業庁が御検討されているということなんですけども、RDFの

発電事業が終了後、平成32年までは企業庁も絡んでくるのかもわかりませんが、既に発電事業がなくなれば、安全祈願祭では当然なくなってくるわけですね。その後、じゃ、一体どこが所管して、これをきちっと継続してやっていただけるのかというところを1点、お伺いをしたいなと、こう思うんですが、いかがですか。

○知事（鈴木英敬） 今、RDF発電事業の施設の撤去の議論などもありますので、その後、どう継続していくかということの中身について、現在、企業庁で議論させておりますけれども、そのRDFの事業が終わった後の責任主体についても、もちろん知事部局でやるのか、それも含めてしっかり議論させているところです。

〔38番 三谷哲央議員登壇〕

○38番（三谷哲央） ぜひ慰霊事業等も含めてしっかりとやっていただくということを、ぜひ知事の政策集の中にも書き込んでいただきたいと思います、こう思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

二つ目の警察施設のブロック塀撤去についてお伺いをしたいと思います。

今回の補正予算では、警察施設費で1億6761万2000円、このうち倒壊のおそれのあるブロック塀を撤去するものとして、庁舎等施設整備費として1億6726万2000円の増額補正、これがなされております。いただいた資料によりますと、箇所数は49ということで、この49というのは教育委員会に次いで数が多い。その内訳は警察署、私の地元の桑名警察署も入っているようですが、警察署、それから交番が4カ所、駐在所が31カ所ということになっております。

この際、1回、このブロック塀の撤去等の事業についての全体像を明らかにしていただきたいなと、こう思っております。まず第一番目に撤去対象のブロック塀の総延長というのはどれくらいあるんですかということ。建築基準法違反というお話ですが、そういう法令違反、総延長の中の法令違反の部分はどれくらいあるのかということが一つ、それからもう一つは撤去をする総事業費、これ、幾らぐらいかかるのか、この点もぜひお伺いをしたいなと、

こう思っています。

そもそもなぜこんな事態になったのかと。法令違反のブロック塀がなぜこのようにできてしまったのかと。今後繰り返さないためにも、その原因等々はしっかりと御説明をいただきたいなど、こう思っておるのですが、まず、その点からお伺いをしたいと思います。

○警察本部長（難波健太） 大きく3点、お尋ねをいただいたかと思えますけれども、まず全体像の話でございます。

警察施設のほうでは、ブロック塀があります施設というのは、警察署、交番、駐在所など全部で179の施設にブロック塀がございます。その中で、建築基準法に適合しないというふうに確認をされた施設の数が129施設ということになります。

壁の総延長というふうなお尋ねございましたが、ちょっと手元で簡単には計算ができませんので、その点はひとまず置かせていただこうかということで御容赦いただければと思いますけれども、そういう状況でございます。

それから、補正予算で対応しようということでお願いをしておるわけですが、これは先ほど申し上げた129施設のうちに、特に撤去あるいは更新の優先度が高いだろうと判断したものが補正予算対応というものでございます。人通りが多い場所にあるとか、あるいはすぐに民家と接しているとか、こういったものについては、優先度が高かろうということで判断したものでございます。

施設が81施設残っているわけございまして、それを全てやり切ったらどれぐらいの事業費になるのかというのが次のお尋ねだったかというふうに住みますけれども、これはそれぞれについてまた撤去した場合に、そこにどういった施設を更新でつけるのか、あるいはあえて更新する施設がなくて撤去すれば済むのかとか、そういった事業費の精査等がございますので、大まかには今回お願いした金額を超える、同額ぐらいではないかなというふうには見込んでおりますが、事業費の数字というもので申し上げるのは、まだちょっと難しいのかなというふうに思っているところでございます。

それから最後に、何でこんなことになったんだという、原因のお話でございます。

お恥ずかしい限りであります。やはり法令に対する、法令遵守の意識にどうしても甘さがあった、あるいはもともと誤った解釈について、担当者だけではなくて、それをチェックする立場の者のチェック機能、こういったものも働いていなかったといったところが原因だというふうに言わざるを得ないというふうに、非常に重く受けとめているところでございます。

〔38番 三谷哲央議員登壇〕

○38番（三谷哲央） 総延長はまた後で教えていただければいいと思いますが、今の御説明ですと179施設のうち、実に129が法令違反だということになりますと、圧倒的に法令違反のブロック塀が多いということです。

市民、県民の安全を守るかなめである警察の施設がこのような状態というのは非常に遺憾だと、こう思わざるを得ません。いざ、災害だとか様々なときに、駐在所だとか交番というのはやはり市民、県民が頼りにするところです。そこへ行って、その塀が倒壊してけがをしたとか、人命が失われるというようなことは、ブラックジョークにもならない話でありまして、これは大いに警察本部としては反省をしていただかなければいけないと、こう思います。

最後に、改めて例の障がい者雇用率の算定ミスもありました。法令遵守に対する本部長の決意というものを聞かせていただきたいと思います。

○警察本部長（難波健太） 議員から御指摘のありましたとおり、警察は当然に法を守るべき立場でございます。にもかかわらず、ブロック塀の問題のほか、このたびは障がい者雇用などについても不適正な取り扱いが発覚しているということで、極めて重く受けとめているところでございます。

それぞれ個別の原因もあろうかと思いますが、やはりそういう直接的な原因だけではなくて、しっかりそういった背景についても深堀りをした上で、それに対する対策を講じるということが大事だろうというふうに思っております。それを通じて、それぞれに今、存在している不適正な現状を早期に

是正するということと、組織全体のコンプライアンスの徹底というものに取り組んでまいり所存でございます。

〔38番 三谷哲央議員登壇〕

○38番（三谷哲央） ぜひよろしくお願いを申し上げまして、議案質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 津市選出、日本共産党の岡野恵美です。議案第150号平成30年度三重県一般会計補正予算に関する質疑を行います。

私がお聞きしたいのは、環境生活部の衛生費のうち、ごみゼロ社会実現事業費の3400万円の補正に関する経過であります。

これはRDF焼却・発電事業におけるRDF製造団体が、三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行するに当たり必要となる施設整備費等に対して、県単独の補助制度、すなわちポストRDFに向けた施設整備等補助金を創設することとし、今回の補正予算には、本年度中にごみ中継施設の整備工事を発注する予定の伊賀市及び香肌奥伊勢資源化広域連合への補助金を計上しています。

今までRDFは2020年度末で撤退するとしておりましたが、それが2019年9月に1年半前倒しになり、新たなごみ処理体制への移行について緊急に対応せざるを得ないことになりました。市町によって個々に事情が違うことや、今までも爆発事故や搬入料金などで市町に多大な迷惑をかけてきたことから、収束に当たって丁寧な支援をお願いしたいと私たちも求めてきましたので、ポストサミットに向けた施設整備等補助金の創設について、理解をするものです。

そこで、①この補助金創設の考え方と経過について、②上限1億円に決められた理由についてお聞きします。

さらに、③として松阪市の取り扱いについてお聞きします。

松阪市は、脱退負担金約5億8300万円余りを香肌奥伊勢資源化広域連合に

支払って2015年3月31日に脱退しました。松阪市の前に脱退した志摩市は、脱退負担金は支払いませんでした。

また、脱退負担金の積算根拠は、脱退時から2020年度末になっています。そこで、1年半前倒しになったことで、取り扱いが不公平だという声が出ているとお聞きしました。

そこで、今回の補助金創設に当たり、松阪市の取り扱いを協議されたかどうかについてお伺いします。

○環境生活部廃棄物対策局長（中川和也） それでは、3点、御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、当該補助金の制度について検討の経過及び考え方についてお答えいたします。

このRDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策や、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど、循環型社会の構築を目的として、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でございます。

本事業につきましては、本年7月に開催をされました三重県RDF運営協議会の総会において、RDF製造団体が来年9月を軸にRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議をされております。

各製造団体では、新たなごみ処理体制への移行に向けて、可燃ごみを圧縮し効率的に運搬するための施設でありますごみ中継施設の整備や、RDF化施設の撤去を検討されております。

新しいごみ処理施設の整備に当たりましては、国において循環型社会形成推進交付金や起債措置など充実した制度が設けられておりますが、今回、製造団体が計画をされているごみ中継施設の整備やRDF化施設の撤去につきましては、国の補助の対象外となっております。

県としましても、国に対して補助対象となるよう働きかけを行ってまいりましたが、平成14年度からのダイオキシン規制に対応するため整備された施

設が全国的に更新時期を迎え、補助要望額が1000億円近くまで増大をしており、対象拡大は非常に困難な状況でございます。

本事業は県と関係市町が一体となって進めてきた事業であります。新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、県として一定の役割を果たすべきであることから、ポストRDFに向けた施設整備等補助金を今回創設しようとするものでございます。

補助金の創設に当たりましては、RDF製造団体の御意見や御要望を丁寧に聞き取りながら検討してきたところでございます。県としてでき得る限りの支援を行う制度となっていると、このように考えてございます。

二つ目の上限の1億円でございますが、RDFを一番初めに導入するに当たって、国の補助金、当時、補助金でございましたが、これの協調補助として制度をつくった経過がございます。その限度額が1億円ということがございます。今回、それを参考として上限1億円を制定したものでございます。

最後に、脱退負担金のお話がございました。

今回の、この補助金の対象につきましては、事業開始当初に事業に参画をされておりましたが、既に離脱をしている団体、この団体につきましては、国の循環型社会形成推進交付金、先ほど申しました交付金がございます。これを利用して、新たなごみ処理体制に移行されてございますので、今回の補助対象外としております。

以上です。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 御説明をいただきました。

知事に対してお聞きしたいんですけども、RDFは1995年に知事になった北川正恭氏のもとで、環境先進県の宣伝文句で三重県が本来市町の固有事務とされる一般廃棄物のごみ処理に、技術的に非常に未確立でありましたRDF発電の大型施設をつくって、広域的にごみを集中して処理する方式に乗り出したものだと私どもは認識しております。

私どもは、当時からこのことについては反対の立場をとってきたんですけ

れども、また非常にたくさんの税金を使って巨大実験とも言われるような、そういうような技術的未確立のものを進めたということでの県の責任は非常に重いんじゃないかなと思っております。

その経過の中で尊い命が奪われ、かつ市町にも迷惑をかけたものであると考えます。したがって、三重県はこの教訓からしっかりと学び、三重県の責任をきっちりと果たすことが必要だと思いますが、松阪市の脱退負担金の問題も一部問題点として指摘をされておるところでもございますが、知事のこのことに対する処理について決意のほどをお伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 以前も答弁させていただきましたけれども、この事業の最終的な総括につきましては、県議会の所管常任委員長報告も踏まえて環境政策の視点を含めるとともに、市町からの意見も取り入れるなど、施設撤去等の終了後に改めて事業全体の総括を行い、県議会に御報告させていただきたいと思いますが、現時点のということで私の所感を申し上げさせていただければ、まず政策面だけを申し上げれば功罪相半ばする。つまり、小規模自治体の可燃ごみの処理において、特に対応が困難であったダイオキシン類対策などの循環型社会の構築に一定の成果を挙げたりしましたが、当初は市町からのRDF処理委託料を無償としていたにもかかわらず、外部要因が主であったとはいえ、市町の負担が発生したということは、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ないというふうに思っておりますので、政策面では功罪相半ばする事業であったと思いますが、一方で何より重いことは、前回、三谷議員の代表質問でも答弁させていただきましたけれども、二人の尊い命が失われているということが最も重いことであり、それに対して痛恨の極みであり、これを風化させてはならない、そういう思いであります。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 知事が直接ということではなくて、今までの行政の責任として、最終的に今に至ったということでもございますが、RDFの考え方そのものが国のダイオキシン対策と発電事業ということで、資源循環型の夢のごみステーションというふうに宣伝をされたものでございますが、市町の固

有の事務である一般廃棄物のごみ処理事業に参入した結果が招いたものであって、またこの資源循環型といいますが、ごみを燃料として扱うということに対して、本当にごみの分別や再資源化になるのかということについては大いに疑問のあるところがございますし、当初から問題のあったところがございます。経過の中で死亡事故や、そして大型のこういったRDFの事業は非常にあちこちでたくさんの過大の投資もございますので、またごみ分別や減量からの逆行になるなど市町に多くの迷惑をかけました。

そのことで、全体的な総括は後でしっかり行うというような御答弁もいただきましたので、全体的にこのことに対して収束に当たってきっちりと県の責任を明記をしながら全体の総括をしておくことが必要だと思います。このことを強く要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

- 議長（前田剛志） 以上で、議案第150号から議案第189号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

- 議長（前田剛志） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第150号から議案第189号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

| |
|-----------|
| 議 案 付 託 表 |
|-----------|

総務地域連携常任委員会

| 議案番号 | 件 名 |
|------|---|
| 176 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 181 | 三重交通Gスポーツの杜鈴鹿及び三重交通Gスポーツの杜伊勢の指定管理者の指定について |
| 182 | 三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について |
| 183 | 三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について |

環境生活農林水産常任委員会

| 議案番号 | 件 名 |
|------|------------------------|
| 184 | 三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について |

医療保健子ども福祉病院常任委員会

| 議案番号 | 件 名 |
|------|---|
| 171 | 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案 |

防災県土整備企業常任委員会

| 議案番号 | 件 名 |
|------|--|
| 169 | 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 173 | 工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期事業スクリーンポンプ棟（土木）建設工事） |
| 174 | 工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第6工区）管渠工事） |

| | |
|-----|--|
| 175 | 県道の路線認定及び廃止について |
| 177 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 178 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 179 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 185 | 三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について |
| 186 | 三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について |
| 187 | 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について |
| 188 | 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について |
| 189 | 三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について |

教育警察常任委員会

| 議案番号 | 件名 |
|------|-------------------|
| 180 | 損害賠償の額の決定及び和解について |

予算決算常任委員会

| 議案番号 | 件名 |
|------|---|
| 150 | 平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号） |
| 151 | 平成30年度三重県債管理特別会計補正予算（第1号） |
| 152 | 平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号） |
| 153 | 平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |

| | |
|-----|---|
| 154 | 平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) |
| 155 | 平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第1号) |
| 156 | 平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) |
| 157 | 平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号) |
| 158 | 平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) |
| 159 | 平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号) |
| 160 | 平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) |
| 161 | 平成30年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) |
| 162 | 平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 163 | 平成30年度三重県水道事業会計補正予算(第1号) |
| 164 | 平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第1号) |
| 165 | 平成30年度三重県電気事業会計補正予算(第1号) |
| 166 | 平成30年度三重県病院事業会計補正予算(第1号) |
| 167 | 知事の給料の特例に関する条例案 |
| 168 | 三重県営土地改良事業分担金等徴収条例案 |
| 170 | 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 172 | 当せん金付証票の発売について |

○議長(前田剛志) これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明28日は休会といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明28日は休会とすることに決定いたしました。

11月29日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時27分散会